

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

作成	H29.5.19 H28.7.12、H27.10.14
----	--------------------------------

検討課題	11	公聴会制度について
区分	Ⅲ - B	
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	<p>(市民の参画)</p> <p>第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的事項に係る調査並びに法第115条の2(委員会においては法第109条第5項において準用する第115条の2)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用方法の検討</li> <li>・説明機会の取扱要領の検討</li> </ul>	
現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条3項では、議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならないと規定。</li> <li>・委員会においては、公聴会を条例で規定している。</li> <li>・地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)により、本会議においても公聴会を開催することができるようになった。</li> <li>・会議規則を一部改正し、本会議においてこの制度を活用できることとした。(平成25年3月1日施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公聴会開催要綱等の作成について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)公聴会開催要綱、参考人意見聴取要綱、請願者説明機会取扱要領の作成に着手することを確認。(平成27年10月14日 第34回検討部会)</li> <li>・亀山市議会公聴会開催の手続に関する要綱(案)、亀山市議会参考人招致の手続に関する要綱(案)、亀山市議会委員会における請願者の趣旨説明に関する内規(案)を協議。(平成28年7月12日第41回検討部会)</li> </ul>

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>公聴会開催要綱が未整備である。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>同一カルテで検討してきた、請願者の説明機会について（参考人制度について）を先行して整備したため、公聴会制度は検討課題カルテを分離し検討することとした。（平成29年5月19日第20回推進会議）</li> </ul>